

申告書作成会場

申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンまたはタブレットで申告書を作成していただきます。

会場

千葉東税務署 [\(案内図\)](#)

所在地

千葉市中央区祐光1-1-1

最寄り駅

JR千葉駅 徒歩15分
JR東千葉駅 徒歩5分
京成線京成千葉駅 徒歩16分

開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)**

※ 土日及び祝日を除きます。ただし、3月2日(日)は開場します。

開設時間

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時から午後5時まで

3月2日(日)の相談・受付(申告書作成会場)

会場 千葉東税務署 [\(案内図\)](#)

所在地 千葉市中央区祐光1-1-1

最寄り駅 JR千葉駅 徒歩15分
JR東千葉駅 徒歩5分
京成線京成千葉駅 徒歩16分

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時から午後5時まで

※ 日曜日は多くの方が来場されます。会場の混雑を避けるため、早い時間で受付を締め切る場合があります。

書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。

申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出**(送付)していただきますよう、お願いします。詳しくは、以下をご覧ください。

[「令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて」](#)

- 書類を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター千葉西分室へ送付していただきますようお願いいたします。

【宛先】〒262-8507 千葉市花見川区武石町1-520
東京国税局業務センター千葉西分室(千葉東税務署)

その他

- 年金受給者及び給与所得者の還付申告等については、上記開設期間の前でも、千葉東税務署で申告書作成・相談を受け付けています。
- 1月14日(火)から3月31日(月)は千葉東税務署の駐車場は使用できません。お車での来場はご遠慮ください。